

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の平成30年度一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)	162,989 千円
(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費	3,235,919 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源	
		千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分) 千円
社会福祉	障害者福祉事業	740,452	16,131
	高齢者福祉事業	142,739	8,912
	児童・母子福祉事業	782,132	28,664
	その他事業	36,467	2,690
	小計	1,701,790	56,397
社会保険	介護保険事業	313,213	25,181
	国民健康保険事業	210,882	8,218
	小計	524,095	33,399
保健衛生	医療対策事業	590,579	38,924
	疾病予防対策事業	399,265	32,947
	健康増進対策事業	20,190	1,322
	小計	1,010,034	73,193
合計	3,235,919	162,989	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。